

平成27年度 第1回大阪府子ども施策審議会

日 時：平成27年10月28日（水曜日）午前10時から12時まで

場 所：プリムローズ大阪 3階 高砂

【事務局】 議事（１）について説明。

【事務局】 議事（２）について説明。

【会長】

ありがとうございました。資料１「子ども総合計画の取組状況」、資料２「子ども総合計画の進捗管理について」、資料３「こども・未来プラン後期計画の実施状況について」のご説明をいただきました。

それでは皆様から今までのご説明に対してご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

【委員】

はい。質問ということをお願いしたいと思います。今、「まち・ひと・しごと」地方創生に関して市町村版戦略計画を策定中です。大阪府においても、府の戦略計画を立案されていると思います。そのような中で、この子ども・子育て支援新制度が平成２７年度からスタートしています。そうした中で次から次へ国が内閣府を中心に動いている中で、今、各市町村がこの戦略計画の立案に追われているという状況です。

一方で、新しい制度がどんどん進んでいく中、大阪府としてもそうですが、我々もその国の制度と、国がやろうとしている戦略計画のものを必死に作っていかなければ、これから平成２７年度から５カ年計画ということで、これは経験がないということで、どれだけ成果が上がったかどうか、これを全部やっていかないといけない。補助金、交付金も国の交付金を取りにいこうと思ったら、この計画にきちんと乗せていかなければいけないと。

そういう中で、大阪府の、今回の、今説明していただいたいろいろな政策展開、新たに制度を立ち上げてやっていただいてありがたいのですが、そのあたりの整合性というのは、どこまでこれを、この戦略計画の中に盛り込んでいただけているのかとか。どのような整合性を図っていただけているのか。今、どのような議論をしているのかなど。市町村のほうもほぼでき上がってくる段階にきていますので、そこを少し教えていただきたいなど。

【会長】

ありがとうございました。はい。事務局、お願いします。

【事務局】 はい。国でその「まち・ひと・しごと創生」の交付金の制度というのができて、大阪府でもその議論は進んでおります。子ども施策につきましては、当然ながら、平成２７年度からこの計画ができましたので、「まち・ひと・しごと創生」のそのパーツにつきましては、これがそのままはまっているということです。

１年後に作る計画で、全く違うことが出てくるというのはありえないので、こちらの子

ども総合計画で議論をさせていただいた課題への対応、先ほどご説明したような貧困も含めてですが、それは「まち・ひと・しごと創生」のほうにもきちんと位置づけをさせていただいていると。そのままパーツとして入っているということでご理解をいただいたらいいかなと思います。

【委員】 なぜこの質問をしたかと言うと、もう平成28年度の予算編成に入ってくる中で、やはりきちんと上位計画とも整合性を図って、我々はいかにその制度に基づいて厳しい財政状況の中でこの子ども・子育て支援に対して、ここがこれからの大きな問題として、軸足をこの子ども・子育てに、私どもも一生懸命取り組んでいこうというスタートとしての時期にきていますので、いろいろなソフト面、ハード面においても大阪府の支援、全面的なバックアップというのが必要になってくるだろうと思っていますので。整合性のほうも、今ご回答をいただきましたので、その点を十分に理解した上で推進していきたいと思っています。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。大阪府の「まち・ひと・しごと創生」の審議会の委員を私もさせていただいて、今の力強いお言葉で、その中で子ども計画の、ご質問にいただいたことは、ここにきちんと整合性を持っているということで、これからも、そちらの委員としても発言していきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに、ございませんでしょうか。

【委員】

幾つか、細かいことで申し訳ないのですが、この資料1に関して質問をさせていただきます。

最初の、1番の保育のことにに関して、保育量の見込みの表を示されたと思うのですが。その算定の根拠といいますか。つまり単純に出産の数とか人口で割り出すと、実際はその潜在ニーズが非常にたくさんあるので、そのニーズをどのように把握されているのかというのを知りたい。実際はこれより多いのではないかと、実は少し思っております。

それから、今のような高校のプラットフォームのことなのですが、ここでいう高校の意味は公立のことなのか。つまり府立高校のことだけを指しているのか、私立も含んであるのか。なぜ小中学校がないのか。それが気になるのですが。

大阪府ですから、「府立高校なのだ」というのもわかるのですが、それではあまりにも少し狭いなと。中学校で悩んでいる率、ものすごく高いと思うのですね。

プラットフォームはいいのですが、きょうは柴田先生が来られていますので、その場でまたお答えをもらおうと思うのですが(?)。こういう来れない子たちのかなりの部分が発達障がいの子たちでして、私は発達障がいを専門にしていますので、そのことを言うのですが。こういうプラットフォームにも来れない子たちというのがたくさんいるのですね。

その子たちというのは個別に問題が違うので、個別の支援をどうするのかというのが非常に大きな問題だと私は思っています。

このプラットフォームは非常にいい取組だとは思いますが、ただそれだけではなかなか解決しない子たちが、まだまだたくさんいるということで、もう少し早く知ってやっていただきたいなど。

あと、3つ目、これが最後ですが。その貧困対策の予算を示されていて、実際の交付金の内容を見させていただくと、実際の貧困に対する取組というのは、全体的に割りと少ないですね。障がいへの取組が多いのは、私も障がいを専門にしていますのでありがたいのですが。この予算の目的が貧困対策ということであれば、ここはどうなるのかなと、少し思いました。その辺の整合性が取れていれば全然問題はないのですが。少し教えていただければ。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。3点。保育の潜在ニーズのこと、高校のプラットフォームの問題、貧困のこと、3点いただきました。事務局からお願いします。

【事務局】

それでは私から、保育の量の見込みをどのような形で設定しているのかというご質問について、お答えをさせていただきます。これは計画策定の際にもご議論をいただいたのですが。今回、これは市町村におきまして計画というのが作られているのですが、その中で保育の量がどのぐらい必要なのかということをお出しいただいたものの積み上げの数字というような形となっております。

それでは市町村がどのような形でこの数字を出したのかということなのですが、市町村の計画の策定に対して、市民に対しまして「ニーズ調査」というのをおこないまして、それを積み上げた数字というような形で、今回お示しをさせていただいている資料の数字という形となっております。

ただ、先生がお示しのとおり、ニーズというのは制度が変わればニーズというものも変わってくるというような形だと考えておりますので、これは先ほど田中総括補佐からご説明させていただいたとおり、各市において計画の数字等々が変わってきたということになれば、またその際にご報告をさせていただきますして修正等もさせていただければと考えております。

【事務局】

この事業を実施している高校ですが、私立高校2校を含んだ21校でおこなっております。

次に、小中学校のニーズという点でございますが、確かに、重要な指摘、不安点だと思います。

います。今の時点では、青少年の引きこもりの予防という観点ということと、やはり市町村と大阪府との役割分担という点からも、広範囲な市町村から集まってきている高校の対策ということで、ここは大阪府の責務かなと思っております。

説明にありましたように、子どもの貧困対策としまして、小中学校における学校のプラットフォーム化、チーム学校の考え方が示されておりますので、またそういった流れの中で小中学校においても、そういったプラットフォーム化というのが進んでいくかと思いません。先んじて高校を舞台にしておこなっている私どもの高校内プラットフォーム事業のいろいろな事業のスタイルといいますか、ノウハウとか、そういったものを普及、波及させていくことができるのかなというように思っております。

3つ目に、発達障がいに関わることでございましたが。例えば、現在でいいますと、この高校内プラットフォーム事業の中で、そういった発達障がいを持っている生徒、またはその疑いのある生徒に対する支援、最初は本人に気づきがなかったところ、いろいろな支援の中で気づきとか需要ということになって、市町村の障がい福祉部門につなぐと。そういった取組も、実際には現場ではなされているところでございます。

問題提起としてございました、学校にもなかなか来ることが難しい、そういった発達障がいをお持ちの方への個別の支援ということに関しては、少し具体的な対応策というのは浮かびませんが。問題提起といたしまして承って、検討課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

【事務局】

最後に、貧困の関係でございます。交付金の活用の中で貧困に対する取組の実施市町村数が割と少ないのでは、ということでございます。これは今年度、新たに新子育て支援交付金ということで制度化をさせていただきましたが、従来、交付金の制度というのも実はありまして、この障がい児支援とか、虐待防止の取組というのは、もともと以前から取組が徐々にではありますが進んできて、現在こういう状況になっているということでございます。

貧困については、今年度、新たにメニュー化させていただいたということでございますので、今、スタートの時点で8ということではございますが。これは当然ながら、もっと取組が進むように、メニューの使い勝手でありますとか、あるいはその情報提供、先行してされているところの工夫でありますとか、お知恵でありますとかいうようなことを広めていって、もっとたくさんの市町村でしていただけるようにしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。よろしかったでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

はい。ほかには。

【委員】

先ほどの取組状況の中で、保育人材の確保のことのご説明がございました。今年から2回の、特区内で2回の試験をやっていただくということで、特定保育士のことは先駆的に取り組んでいただいていることに非常にありがたいと思っています。

片や、待機児が多くなってきているということで、某市では昨年の4月1日と10月1日という数字がありますが、250人が5百何十人という、年度内に倍増しているという。そういうことがあって、非常に危機感を抱きながら施策を進めておられるわけです。

現実に私立幼稚園がそういう待機児のことについて取組を進めようとしたときのやり方としては、幾つかあると思うのです。認定こども園幼保連携型になるという方法もございますし、それから認可外の保育所を併設する、あるいは小規模保育所と連携しながら待機児の解消に貢献すると、さまざまなことがあるのですが。

例えば、0歳、1歳、2歳の小規模保育所を、空いている幼稚園の中に作って、その保育所の中で0歳、1歳、2歳の待機をしている子どもたちを入れながら、連携施設をその私立幼稚園が共に担っていくというのが、割とイメージとしては考えられやすいことなのだろうと思うのです。

ところが、私立幼稚園の設置者や園長は何を一番危惧するのかということ、実は低年齢の子どもをたくさん預かろうと思って施設を作るために手を挙げても、結果保育士が集まらないので、その子どもを入れることが不可能になるというケースがずっとこの頃出て、現実にあるということです。

それに加えて、障がいを持った子どもたちの入所を促す、幼保連携型認定こども園は促されるわけです、市から。そのときに障がいの認定の決定が豊中市は12月なのですが、他市においてはもっと遅い認定になっていて、その段階で「障がい」という認定が下りたときに加配をつけるということになるわけですが、その加配の保育士が見つからないために、その障がいを持った子どもを受け入れることが難しいというケースが出てくるのです。

これは市町村の問題でありますので、大阪府としてこれをどうするこうするということにはなかなかかなりにくいことではあるのですが、現実に認定こども園化が進みにくい。先ほども数字でもおっしゃっていただきましたが、私立幼稚園が認定こども園になっていく数字が予想以上に停滞しているという。これは全国規模でそういうようなことが出ていまして、先日も文部科学省の幼児教育課長が非常に危機感を持っていて、そのことの話がされていまして。

現実に進まない大きな理由は、今申し上げたような理由が非常に大きな理由としてあるのです。潜在保育士を教育し直してということが非常に大きなテーマではありますが、そのあたりを根本的に何か考えないと、私は、待機児の問題は先ほどのお話にもありましたが、どんどん取り残されていきますから、その方々にとっては喫緊の課題なのですが、その需要が保育所を作ることでしか解消できていかないと。

ただ、平成30年ぐらいには子どもの数が圧倒的に減っていくという予想もすでにあつて、あとは作った保育所と幼稚園がそこにはたくさん残っていった子どもがいないという状況が、早晚やってくるわけですよ。そういう全体的な、中期的なスパンにおける施設づくりについても、これも何らかの形で計画の中に謳い込んでいかないと、「ニーズがあるから作るんだ、ニーズがあるから作るんだ」という今のやり方では、保育士は足りないわ、あとで施設が余ってくるわと、こういう問題をどうするかが1つ大きな問題だろうと、私たちは思っています。それが1点。

それともう1つ。この6ページのところで、子どもの貧困対策の推進のページなのですが、(1)「就学前」のところで、幼児教育の質の向上の話が出てまいりました。幼児教育の質の向上は非常に大切だろうと思っていますし、これに取り組む必要があるとは思いますが、幼保連携型認定こども園になった保育所も幼稚園も、教育基本法の6条学校と社会福祉施設を併有していると、こういう性格を持つ施設になったわけです。

教育基本法の6条学校になりますと、従前から文部科学省がやっている初任者研修、10年(経験)者研修、そういう研修は教育公務員の特例法において、私立の幼稚園も従前から準用されているわけです。そういう研修を、従前の保育士の方々にも全員受けていただかなくてはいけないということになるのですが、残念ながら、研修のプラスアルファの人員は1人しかきておりませんので、その1人でそれをすべて賄うということは非常に困難であります。

それと、従前から保育園の人の働き方というのは、8時間子どもと向き合うことが前提条件として人員配置がおこなわれていて、人員にはあまり余裕がないのです。例えば、幼稚園であれば2時に子どもが帰れば、放課後を教育事務や記録やミーティングや研修という、そういうものに時間を割けたわけですが、8時間従事することになりますと、その辺が非常に難しく、質の向上を謳われても、その人員とか、例えば費用の面とか、そういうものがなかなか不足していて、現実には質の向上をすることは難しいという状況です。

それに加えて派遣の方々が増えてきているのです。そうすると、その方々の研修も、親会社のほうがやられるのかどうかわかりませんが、そういう機会をあまり持たない保育士が現実には保育現場にたくさん増えていると、非正規も含めてです。そういう状況がある中でこの質の向上をどう図っていくのかというのが、我々も課題に思っていますし、何らかの形で施策を打たないと、施設にだけ任されてもなかなか難しいという現状がやはりあるのだろうと思うのです。そのあたりもぜひ、全体施策の中で、取組の中で、中長期的なことも含めてお考えをいただきたいというように思っています。よろしく願いいたし

ます。

【会長】

ありがとうございました。先ほど、たまたま10年（経験者）研修のお話をしていたのですが、委員、よろしいですか。ご意見いただければ。

【委員】

委員のご質問とかご意見に引き続きになるのですが。保育所から認定こども園になったところ、またいわゆる保育士と幼稚園教諭の免許を持った者ということで、保育教諭の方については、今、お話にあったように、10年（経験者）研修が、今度、我々も義務づけられることになっております。

そうしたところで、10年（経験者）研修、この5年間済んではきているのですが、これからは我々の職員が受けていかなければならないというところで、養成校の研修体制、10年（経験者）研修のこの体制が、昨年までと同様の研修体制を組んでおられるところがほとんどでございまして、なかなか保育園の職員にまで手が回らない、定員に余裕がないというところで、10年講習がなかなか受けにくい。特例措置として、これから5年間で受ければよいということなのですが、そのこのところも制度が先行しながら、現場がなかなかそういう体制を取っていただけていない。

また、今までの保育所、文部科学省と厚生労働省の、こういう情報の伝達の違いというもの。我々のところには厚生労働省からくるのですが、いわゆる幼稚園部門の教育委員会からの情報がなかなかこなかったり、逆に幼稚園から認定こども園になられたところには厚生労働省関係の情報がなかなかいきにくかったりというところで、そうした情報の整理をお願いしたいと思っております。

特に10年講習については、今年度も、先ほど数字がありましたが、約200ほどが保育園から認定こども園になっておりますので、そうすると20人の職員が1施設にいたとしても、4000人が10年講習を受けなければいけない。ということは単純に10年で割っても400人ずつ必要になってきますので、そういう講習のキャパの確保というものも、ぜひともお願いをしていきたいと思っております。

それと、そうした人材確保、大変ありがたく思っておりますので、今年度10月に試験をしていただいて、結果3月に登録ができるということもおうかがいしておりますので、来年度に向けては、この数百名の人材を確保していただけるというのが大変ありがたいことと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【委員】 少し今のに付け加えて。

【会長】 はい。

【委員】

先ほど私が申し上げた（教育公務員）特例法における講習は、新規採用教員の研修と10年目経験者研修という、この2つがあるのですが、今、委員がおっしゃったのは10年の免許の更新のことをおっしゃっているのですね。更新はもちろん受けないといけない。更新講習に充当できる必須項目でない研修会を設けております。これについてはホームページ等で開示をして、保育士の方々もそれにエントリーができるような形をとっているのです。そういうものをご覧いただくと、少し選択の部分については獲得できていくのかなと。ただ、必修講習を大学でもなかなかやっていただけでなくて、特に小学校教員の講習の中にくっついていたりするものですから、幼児教育的なところ該当せず「行ってもあまり勉強にならない」と皆さんが言われます。私立幼稚園団体がする更新講習のほうが身になるとおうかがいすることが多いです。

その辺、もう少し機会が増えないと、今おっしゃったとおりなかなか皆さんの更新をしていくのは難しい事態に陥っておりますね。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。関連して。

【委員】 失礼します。

関連しまして、ただいまの「幼児教育の質の向上」というところで。私自身、10年の免許更新講習に幼稚園のほうも関わっておりますし、実際、小学校の教員免許更新講習にも関わっております。

今おっしゃるところの、研修の機会の充実というところが実際にこの質の向上に直結すると思いますので、その数の確保と、機会の拡大ということをさらに進めていただきたいと思います。

先ほど委員から、実際に小学校のほうに行っても身になりにくい、幼稚園のほうに、また幼児教育に特化した研修のほうが、というご意見をいただきました。まさに、私、この夏も、10年（経験者）研修をかなりの数でしたわけですが。その中に方向性として、ここで6ページです。資料1の6ページでございますが、このところで、切れ目のない支援の実施というところから考えますと、右端の共通の「校種間の連携の強化」、このあたりが。幼児教育の質の向上というのは、実はその先にある小学校教育の入り口の部分との接続ということを重点的に話していくということ、これも本当に切れ目のない研修を、その内容として取り込んでいくということが大変重要だと思うのです。

なかなか研修会そのものの、免許更新だけではなくて、合同研修ということが大阪府としての取組の中で充実できているのかというのが疑問なんですね。つまり幼児教育と小学校教育との接続ということであると、研修の対象者の中に合同研修ということを意図して組んでいくと。そういうことも10年経験者研修だけではなくて、大阪府としてこのこと

を打ち上げていく必要はあると思います。

切れ目のないということで幾つか出てくるのですが、先ほどの5ページのところでも、「高校はあるけれども、小・中のプラットフォームはどうお考えだ」というご質問がございましたが、まさに校種間の接続というところで漏れ落ちていくわけです。どちらかというところ、小中学校というのは義務教育の1つの教科教育の枠組みですから、あえて意識を持たなくてもその部分というのは「切れ目がない」ということになるのですが、もっとも抜け落ちやすいのが幼・小のところの切れ目なのです。

こちらの就学前の、6ページに戻りますが、その枠組みの中にも、「妊娠期からの切れ目のない支援」というのはあるのですが、もっとも保護者に支援が必要なところを、保育士あるいは教員が意識できるという点では「就学前後の切れ目のない支援」、こういう文言がここに表れないといけないのではないかと思います。

「小1プロブレム」というのは、子どもの問題として早くから大阪府が作り出した言葉です。小1の壁というのは雇用に関わる親の問題なのです。そのことも含めてやはり就学前後、とりわけ年長児と入学間もない、このあたりのところをフォローができる質の高い幼児教育の専門性、そして保護者の信頼をも得られるようなという点で、一番関心の高いのは就学前後です、保護者にとっても、生涯の中で。

そのあたりをきちんとフォローできる幼児教育に関わる専門性の質の向上を、大阪府が、いつも高校以上は大阪府の分担で、幼小中までは市町村の分担でというニュアンスは、どうしても受けとめやすいわけで、そこらあたりを分担が分断にならないように、しっかりとつないでいただくことを、こういう資料上でも、また研修内容にも確保していただきながら、質の向上という成果を上げていただくことが必要ではないかと考えております。以上です。

【会長】

ありがとうございました。委員から発言いただいたことから広がり、皆様のご意見が深まって大変良かったと思います。ぜひ、研修について委員がおっしゃった合同研修のことだとか、10年（経験者）研修の話は、本当に先ほど4000人とか5000人という話がありましたので。もちろん委員がおっしゃった、いろいろなところでそれをやられている、幼稚園連盟でも更新の研修提供をされているということも含め、全体的にそこが保障できるようなことを考えていただくというか、全体像が見えていくような、漏れがないような形に考えていただけたらなというように思いました。

先ほどの委員のおっしゃった、「切れ目のない」というところは、これから学校プラットフォームという小中学校のところに入っていますが、そこは政府の学校プラットフォームも、幼稚園・保育園からのつながりも含めた絵が出されていますので、その部分を、これからより深めていくべき課題の提示をいただいたかなというように思っています。ありがとうございました。

ほか。就労の話も出ましたが。

【委員】

就労の話ではないのですが、いいですか。

【会長】

はい。お願いします。

【委員】

失礼します。先ほど高校の居場所のプラットフォーム化事業のことについてのご説明と、それから子どもの貧困対策の中でも切れ目のない支援等のことがあったのですが。参考資料にその事業の説明等がされているかと思うのです。

4ページのところに、高校のプラットフォームというところがあって、このときに、1つは、地域のほうから下支えしていくというか。そのためには、例えば、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の方に関わっていただく。それがやはり不登校から引きこもりを防いでいく大きな力になっていくと思うのですね。

以前にCSWの方のお話を聞いたときに、やはり学校が最後の砦だというようにおっしゃっています。卒業してしまうとなかなか家に入り込むというのはとても難しいと。どんどん地域から孤立していってしまう、という実態があると聞いています。例えば、保育所なり幼稚園、小学校、中学校、高校、どこかで気にかかる子どもがいれば、その取り巻く学校の教職員であったり、地域の福祉関係の方であったり、いろいろな形で関わっておられる方々がやはりアンテナを張っていくということが、この間、大阪でも少し子どもが犠牲になる事件がありましたが、あのようなことも防いでいくという大きなネットワークになっていくと思うのです。

そういう意味で、ぜひ学校のプラットフォームを、学校だけではもう絶対無理ですので、そこをやはり地域のほうから一緒に支えていく、そういうシステムを、ぜひ行政も入って。先ほど前段に、山野委員からもそういう貧困の論議の中で、学校・地域・企業が一緒になって作っていかなければならないというお話もいただきました。そういうことをぜひ大阪が率先してモデル的なことで発信していただけたらというように思います。

その不登校のことを先ほど、小学校、中学校のほうからも絶対考えていかなければならないのではないかとということがありました。それは、例えば、教育委員会だからとか、これは青少年課だからとかということではなくて、ぜひ、そこの課の連携というか、そういうこともしていただきたいし、先ほど学校と福祉の連携ということもおっしゃっていただきましたので、貧困対策に関しては絶対にそこは欠かせないものだと思いますので、そういう事業を拡充していただけたらと思っております。

CSWの方も本当に地域の中で、子ども・子育てに関わる部分から介護まで非常に幅広

い担当をなさっているということで、やはりそこに関しては、ぜひ、子ども・子育てという支援のほうから、そういう人材育成を働きかけていただけたらというように思っております。

【会長】

ありがとうございました。地域の視点からご指摘をいただきました。CSWの研修と、先ほどの合同研修などのイメージがまたつながっていけばいいかなと思います。ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

【委員】

保育園のニーズに関して、グラフなどもあるのですが。こちらの子ども総合計画の本体計画のほうの17ページを拝見していますと、図20の、この棒グラフを拝見していますと、ほぼ保護者というのはどれか1つ、複数にまたがる保護者の方もいらっしゃると思うのですが、このデータを足すとほぼ100%になる。もちろん幼稚園と保育園を同時に行かせるということはほぼないので、全体の数字としては、大阪の保護者で実際に利用しているのは、37.7%の方が幼稚園に行かせていただいている、10%が（幼稚園）プラス預かり保育、そして保育園に行かせているのが47.2%と、大体これが全体の数字なのかなと思います。

これにあわせて図21を拝見していますと、非常に幼稚園プラス預かり保育の数が多い。ニーズとしては、というように見えるのです。現状として、保育園への申し込みが多いのは実状としてはわかるのですが。では、こちらのデータがもし正しいとするならば、本当に足りないのは幼稚園プラス預かり保育ではないのかなと。このニーズが、実際に通わせていらっしゃる方は1割ぐらいなのですが、保護者の方の3割6分の方が「これが欲しいな」と思っているというデータなのではないでしょうか。

実際に、先ほどの話にもありましたが、保護者の方が欲しているという部分でいうと、「保育園を増やしてくれ」というよりは、「幼稚園プラス預かり保育」、このニーズが比較的現状と比べると多いように見えるのですが。もしかするとこのデータが、どちらかが正しくて、もしこのデータが間違っていれば、現状なのかなとも思うのですが、この辺はどのように分析されているのでしょうか。

【会長】

はい。ありがとうございます。お願いします。

【事務局】

これは計画を作るときの議論として、ニーズ調査の結果ということです。これは保護者の方の働き方と関連があるということだったと記憶をしています。つまりフルタイムで働

いている方というよりは、むしろパートタイムのような働き方のほうが多くて、例えば、朝の8時から夕方の6時までということではなくて、3時とか4時とかで大丈夫ですよというような働き方の方も多いのではなかろうかと。その裏返しではないですが、お子さんの預かりニーズというのはこのように出ているのではないかという、当時としては分析をさせていただいたところです。

この幼稚園プラス預かり（保育）というところが、いわゆる認定こども園の、当時は短時間というのは割とスポットが当たっていましたが、そういうニーズの受けとめ先ということで、そういう選択肢があるのではないかというような議論がありまして。ここは国の方針とも一致をすることでございましたので、大阪府としては認定こども園というのを進めていきたいと思いますということでもさせていただいたということです。

これは市町村からいただいた調査でございますので、実際の保護者の方の働き方とのクロスというのは少し難しいということでもございまして、それはそういう想定で策定をさせていただいたという、経過としては、そういう経過でございました。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

16ページの図19でも、一番多い働き方がパート・アルバイトだと思うのですが、これのデータに基づいていくと、何かこう違う方向性のような気がしてしまうのです。明らかに、何と申しますか、世間的に待機児童が多い多いという話で、イコール保育園、というような世論に流されていて、ニーズと、こうなったほうがいいのかなのとの差がすごくある気がして、少し疑問に思ったので質問させていただきました。

【会長】 ありがとうございました。大切なご指摘をいただきました。また今後、検討というか、これを実際のニーズとどうなるかということは、引き続き見ていきたいと思いません。

それでは時間が押してまいりまして申し訳ございません。次の議題へいきたいと思いません。意見を言いきれなかった委員の皆さんは、用紙が入っていたかと思しますので、ファックス等で事務局にご意見を出していただけたらと思いません。すみません。

それでは、議事（3）「その他」、事務局からございますか。

【事務局】

ここは特にございません。

【会長】

ありがとうございます。それではその次、4番の「報告」ということで、「児童虐待の取組について」をお願いしたいと思います。

【事務局】報告「児童虐待の取組みについて」

【会長】

はい。ありがとうございました。時間が押しているのであまり長くは割けません、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】

1点だけ。これはもう、言わずもがなのことだと思うので申し訳ないのですが。虐待はますます深刻な問題になっていますし、実際に現場を目撃したことは何度もあるのですが、日本の場合は本当に担当する方が少ない。それから保護施設が今は満杯で受け入れられない事情があると思うのですが。若干、大阪府の見解を教えてくださいと思います。例えば単純計算ですと、今、児童福祉士の方が30名弱で、件数が8000件ぐらいありますから、単純計算でもお一人で300件ぐらい抱えているということになるわけですね。欧米では1人10件以上を抱えるというのが常識で、やはり日本の今の状況は絶対に不可能だと思うのです。今後、そういう人員を拡充していく、それは絶対あると思うのですが。その今後の、もしお考えとかがありましたら。

【事務局】

お世話になっております。

先生がご指摘のように、子ども家庭センター、大阪市も堺市も児童相談所を持たれているのですが、大阪府の6カ所の子ども家庭センターで、虐待対応を専任とする課を設置しておりまして、その職員1人当たりの件数が、先生は300件とおっしゃっていたのですが、一応140件ぐらいということで昨年度はなっておりまして、本当に多いという状況でございます。

大阪府としましても、非常に財政状況が厳しい中ではございますが、この間、5年間で35名の虐待対応が、専門職が虐待対応に専任できるように、いろいろな行政職もあわせてまして増員を図ってきているところでございます。今後も適切に迅速に対応するということが、子どもの命を守るということにつながりますので、そういった観点で人員体制の強化、また検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】

ご質問ありがとうございました。これ、全国平均は58、7人ぐらいなのですね。201

0年のデータですが。どんどん国も増やしていっているのに、それよりは増えていっているのかもしれませんが。そこと比べても大阪府がかなり多い、持ちケースが多いという状況ですので、ぜひ、今後に向けていろいろと対策の検討をしていただけたらと思います。

それでは、最後少し時間が押してしまい申し訳ございません。先ほども申しあげました、このファックスの用紙が入っておりますので、皆様の中でご意見が言いきれなかった方はぜひ、メールでもファックスでも事務局に出していただけたらと思います。

【事務局】 これをもちまして「平成27年度 第1回大阪府子ども施策審議会」を閉会させていただきます。委員の皆様、お忙しい中どうもありがとうございました。

(終了)